

# 令和4年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画実施状況評価報告書

令和5年7月

官庁営繕部コンプライアンス推進本部

## I はじめに

コンプライアンス推進のための取組を確実に実行するため、年度当初策定した「令和4年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画」の実施状況を評価し、取りまとめた。

## II 計画に対する主な実施状況

令和4年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画	
1. コンプライアンス意識の向上	実施内容
(1) 研修の実施	<p>外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。 研修に当たっては、単に規則やルールを習得させるだけでなく、過去の事例について職員自らが考える機会を設けるなどの工夫を行う。</p> <p>新規採用職員を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施（4月27日）し、コンプライアンスの基礎、部内の取組、過去の事例の紹介を行うなど、コンプライアンスの重要性について講義した。</p> <p>部内職員を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施（12月2日）し、コンプライアンスの重要性について見識を深めた。</p>
(2) 関連する資料等の共有	<p>実施内容</p> <p>コンプライアンスに関する定期的な周知として、新規採用職員研修のテキストや発注者綱紀保持マニュアル、セルフチェックシート、情報管理責任者チェックシートなどコンプライアンスに関する情報を部内掲示板に掲載し周知した。</p> <p>セルフスタディ・チェックシート(心得編)を試験的にマイクロソフトフォームを活用し、部内職員に実施を依頼した。また、1ヶ月間に141名が実施した。</p> <p>「令和4年度官庁営繕部コンプライアンス推進計画」を4月1日に国土交通省のホームページに掲載するとともに、官庁営繕部の掲示板にも掲載し、その旨、メールで営繕部職員へ周知した。 他省庁での違反事案を受け、再就職等規制、特に働きかけ規制の遵守・徹底について周知を行った(12月22日)。</p>
2. 情報管理の徹底	実施内容
(1) 情報セキュリティに関するルールの徹底	<p>国土交通省情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに関する資料について部局掲示板等に保管し、共有化を図るとともに、情報管理責任者はチェックシートを用いた点検等を通じて、職員の理解を促進する。これにより、標的型メール攻撃への対策、情報の作成時の機密性の格付け等情報セキュリティ対策を徹底する。</p> <p>国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の自己点検を実施した(12月21日)。</p> <p>入札関係業務担当者に対し、情報管理責任者が情報管理の取扱状況をチェックシートによる点検を実施した(令和5年3月)。</p>
(2) 執務室への入室制限等	<p>実施内容</p> <p>引続き、管理課入口正面に入室制限に関する案内を掲示(部内共通デザイン)し、職員以外の入室者に対し、内線電話による担当者の呼び出し等を徹底した。併せて、閲覧エリアを拡充し、業者同士が接触する機会を減らした。 なお、各課においても入室制限に関して同様の措置を講じている。</p>
(3) テレワークにおける情報管理等	<p>実施内容</p> <p>夏季の長期休暇及び在宅勤務における情報セキュリティ対策の徹底等について周知を行った(8月10日)。 年末年始における情報セキュリティ対策の徹底等について周知を行った(12月22日)。</p>
3. 発注事務における対策の徹底	実施内容
発注事務においては、予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報を取り扱うことから、発注担当職員に対する不当な働きかけへの対応や情報管理について、特に適切な対応を徹底する。	<p>発注担当職員が業者等に対応する場合には、オープンスペースで対応することを徹底するほか、オープンスペースで対応することが困難な場合には職員二人以上で業者等に対応することを厳守した。</p> <p>他省庁での違反事案を受け、再就職等規制、特に働きかけ規制の遵守・徹底について周知を行った(12月22日)。(再掲)</p>
4. 風通しの良い組織づくり	実施内容
不当な働きかけ等があった際に相談・報告しやすい、風通しの良い組織づくりを図るため、職員間のコミュニケーションの活性化や、上司・部下との信頼関係の醸成に努める。	<p>残業を前提としない働き方やリモートワーク等多様な働き方の実現に向け、日頃から業務方法やルールの見直し等業務プロセスの改善に取り組むとともに、部長の業務への取組方針を示した「マネジメント方針」を部内掲示板に掲載し、メールで部内へ周知した。</p> <p>早出・遅出、フレックス、テレワークなどの新しい働き方を推進するなどにより、WLBの確保に向けた取組を推進した。</p>

## III 取組に関する全体的な評価

令和4年度は、不適切事案の発生及び不当な働きかけに関する報告はなく、官庁営繕部においてのコンプライアンスは保持されているものと判断される。

また、セルフスタディチェックシートを用いた自己確認の検証を行ったことやコンプライアンスに関する研修への参加者が前年度に比して増加していることなどから職員の意識向上も図られていると考えられる。